

(第一類 第四号)

第一回國會 司法委員會 議錄 第三十四号

昭和二十二年九月十九日(金曜日)
午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君
委員 良作君
委員 繁九君
委員 八並 達雄君
委員 山下 春江君
委員 吉田 安君
委員 岡井藤志郎君
委員 北浦圭太郎君
委員 花村 四郎君
委員 大島 多藏君
委員 小西 寅松君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君
出府政府委員
司法事務官 奥野 健一君
司法事務官 國宗 榮君
委員外の出席者
專門調査員 村 敬三君

本日の會議に付した事件
民法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四號)

○吉田委員長代理 それでは會議を開きます。

民法の一部を改正する法律案について審議を進めます。

○花村委員 私は改正民法に關しまする質問を行います前に、司法大臣に對しまして緊急質問を若干いたしてみたいと思います。

すでに御承知のごとく、最近におきまして司法權に關する重大なる問題として、社會の耳目を聳動した事件に二つがあるであります。その一つは田中檢察官の問題であり、その二は靜岡刑

務所の問題でございます。そこで田中檢察官の問題はさることながら、靜岡刑務所の問題こそは、まことにゆゆしき重大問題であると申さなければならぬと思つております。おそらく司法省始まつて以來未だかつてその例を見ざる重大な事件であると申し上げてよろうと思つております。この問題に對しましては、世をあげて深き關心と強き注意のまなこを見張つておるのであります。これらの問題に對して、司法大臣の御所見を伺いたいと思つてあります。

そこで靜岡刑務所の問題であります。これはあらゆる觀點から考へて、まことに捨ておきがたき重大なる問題であると存するのでございするが、これはたま／＼正面に現れた一部であつて、わが國のすべての刑務所の裏面を見ます場合には、幾多のこゝろの問題があるのではないかと、こゝろを考へざるを得ないのであります。御承知のごとく今日社會不安が非常につてまいつたのでございするが、殊に靜岡刑務所の問題によつて、一層社會不安に對する國民の不安といふものは増大してきたものであると申してよろうと思つております。さなきだに今日とかく公安の方面については手ばかりが多い。御承知のごとく今日の新聞記事の三面記事といふものは、まことに懸念すべき幾多の犯罪記事によつて塗りつぶされておることは御承知の通りであります。われ／＼國民が枕を高くして一夜たりとも安心し

て寝ることのできぬような、まことに不安の状態に置かれておるのでございす。しかしこゝろ恐るべき幾多の犯罪に對しては、今日捜査、檢察等の方面から申しまして、心ずしも當を得ているとは思へない。しかるにその恐るべき犯人を監視しておりますところの靜岡の刑務所において、新聞記事のごとき暴動が起き、また前科何犯といふ囚人が逃走したといふやうなこと、非常な世の人は大きな不安をもつてきたのでございす。かくのごとくわが日本再建の途上にありますところのこの重大なる今の時代において、國民にさうした不安をもたしめるのみならず、これを官紀の方面から申しまして、この種の事件は、まづた官紀紊亂の根本であると申し上げても、あえて過言ではないと思つております。今日とかくあれこれ官吏に對する非難があり、また一面においてゆるゆる官紀において、官紀が紊亂してゐるの聲が高まりつつあるのでございす。その聲が高まりつつあるのでございすけれども、靜岡刑務所の事件こそは、まづた今日紊亂の頂點に達したものであると斷言しても、あえてはばからぬのであります。かような事件によりまして、神聖であり、またすべの國民が信頼感をもつておりましたところの司法權に對して、懷疑の念を抱かざるを得ないやうな事態になつてまいりましたことは、まことに私は遺憾にたえないと思つております。この問題に對しまして、どういふ原因でこの種問題が起き、その經過はどうい

う經過であり、その責任はそれ／＼どういふところへ落着いておるかといふことを司法大臣にお伺いしておきたいと思つてあります。

○鈴木國務大臣 靜岡縣の逃走事件、その前提になつております假釋放事件といふものの二つは、容易ならざる事件であると存じましたので、私も行刑局長を帶同いたしました、親しく現地に臨んで調査をいたし、また檢察當局その他の調査の結果をも徴してまいつたのであります。これを詳しく申し上げますと、長時間を要しますから、他の機會に詳しく申し上げることがあろうと存じますから、今日はできるだけ簡略な形でとりまとめお答えを申し上げたいと思つてあります。

この問題を考へるにつきて、靜岡に起つた事件の具體的な處理の問題、それからあの事件を通して現われた近次のわが國行刑制度、刑務行政の缺陷等についていかに對處すべきかといふことを示唆された問題として、私も今日は特に重大な關心を寄せておる次第でありまして、その二つを區別して考へていたきたいと存するのであります。まず靜岡の事件といたしましては、ある看守が輕率にも深く事實を知らずして、お前はさう釋放される積定だといふやうなことを申したこと、は、まことに輕率の上にもないこと、であります。そのために池谷某といふ受刑者は、その日釋放されることを信じ、一同に別れの挨拶をして家に歸る用意をしたわけでありまして、ところがいつ

まで待つても一向許される氣配がないので、挨拶を受けた班長と稱する十四五名の代表者が、なぜ池谷を釋放しないのであるかといふ質問をした。そのときは應答が適切でありましたならば、ああいふ問題にまで展開しなかつたのではないかと存するのであります。が、それを漏らした看守と所長との間に連絡がなかつたために、所長はただひたじきにそんなばかなことはないといつて否認いたしました。また事實をういうことはないのであります。十月十七日に釋放すべき内命があつたのであります。が、これは所長以外だれも知らない機密文書でありましたから、漏らさなかつたのであります。ただひたえにさういふことがないと申つたので、受刑者たちは二枚舌を使うのであつて、どちらかがうそを言つておるのであるといふこと、から激昂いたしました。まづその増井といふ看守を呼んで質問をする事になつた。増井は目を左右に託したために、まづ／＼激昂をかいまして、先ほど言つたではないか、今はそれを否認するとは何事であるかといふやうなことから、遂に暴力沙汰に及びまして、増井看守はけがをいたしましたのであります。ちやうど工場がひけるときでありましたために、工場から歸る途中にありました二、三十人の受刑者が、何だ／＼といふことで、これに寄つてきてだん／＼騒いでおると、許すはずの池谷を許さないといふやうなことであると解しまして、けしからぬではないか、釋放すべき命令がきて

いるというのならば、解放したらいいではないかということに迫りまして、非常にもその場の情勢が險惡でありましたために、所長はいく／＼言葉を盡くしてなだめようとしたのであります。が、どうしても収まらない。どういふ事態に展開するかもわからぬとして、自分の全責任において腹を切る覚悟で、それでは十月十七日に解放命令を受けておるのであるが、期日を早めて今日解放するということを宣言するに至つたというのが實情であります。さらに池谷が、自分が許されるのはありがたいが、今こゝで少し程かならぬ形勢に出たところの受刑者たちが處罰されるのでは氣の毒であるから、自分が許されるとともにどうか處罰をしないようにお願ひしたい。それは水に流すと所長が言つたのであります。が、その言はただけでは安心はできぬから、一札書いてもらいたいということになりまして、一札を書いて渡したというところに相なつたのであります。この報が一たび傳わりますと、本省においても容易ならざることと認めまして、山田事務官を派遣し、また各附近の刑務所から十五名の應援看守を派遣いたしました。受刑者の動搖に備えたわけでありましたが、ある意味においては、これがまた受刑者を刺激したようでありまして、あれほど水に流すと言つたが流すのじやないのだ、ああいうふうにならずつてきて、これからわれ／＼を處罰する、それではどうもかなわぬから、今のうちに逃げるほかはなからう、逃げられるなら逃げようじやないかという相談をいたしたらしいのであります。でもつともその前に、水に流すということとは刑務所長の専斷である、本省の

認めざるゝところである、ゆゑにあの日亂暴した者は、それ／＼取調べをして處罰すべき者は處罰するから、さう心得ろというのを申し渡したのであります。それが非常に受刑者の精神を動搖せしめたのであります。どんな重い處罰を受けるかわからぬ、それならば萬一を憐れんでひとつ逃げれるなら逃げようじやないかということになつたのであります。特に夜勤に従事しているのだから、夜食に供するのであると稱してもちをつかさぜまして、そのもちをついた所も私親しく見ましたが、なるほど倉庫の奥の方の暗い所でありまして、日中でありましたが、石臼のあることもちよつとあかりを使わなければわからぬようなところでありまして、從つて管も外部には漏れない、あの状況ではもちをついても聞えなかつたというところは了解されるのであります。とにかくもちをついて、全部は持たなかつたようでありまして、大分残つておつて、あとで押収されておりますが、そのもちをついた者は、眞に夜勤の特別給食として出すものと思つてついでにおつたというのであります。とにかくさういふ準備をして脱走を企てた、さういふことであります。さういふ場合でありますから、十分逃走等については注意すべきでありましたにもかかわらず、鍵をかけたひきだしに鍵を入れておくべきでありましたが、鍵をかけないで入れておいたそのために、鍵を盗まれたというやうな失態が起きまして、ついに御承知のごとき不祥なる事件が発生したわけでありました。なお新聞その他によつて傳へられましたところには、やや針小棒大に、あるいは誇張せられて、あるいは興味

をそそるためにややおもしろく脚色をしたといふやうな點もあるものでありますから、それらの點は十分に割引してお考えを願わなければならぬと思ひますが、大體だいたい申し上げましたやうな事實は存在したのであります。これは幾重にも残念なことでありまして、いわけ網記の類であるいは職員の見失、怠慢等は、これを率直に認めざるを得ないのであります。何ゆゑにあらうか事件が起つたかといふことを考へてみますと、そのよつて来るところは遠く深いものがあるように思ふのであります。第一には刑務職員の見失といふものが、非常に低下したところなのであります。大體が小學校を出ただけの者でありまして、しかも一年未満の者で、始終入れ替り立ち替り長く續かないのであります。給與があまりにも乏しいことと相まちまして、好んでその任につくという性質の仕事でないものであります。ですから、ぜひさういふ仕事にしなければならぬと考へておられますが、靜岡刑務所の實例についてみましても、勤続年數一箇年以下の者が五十三名のうち三十六名といふやうな状況でありまして、五十三名のうち十三名は夜勤勤務者でありまして、残りの四十名が警備に當るのであります。三十名が一年に足ざる訓練しか受けておられないといふやうな點も、御了承を願わなければならぬのであります。質が著しく低下している。從つて受刑者に對する統制力といふものが、はなはだ缺如したしております。殊に終戦後、いわゆる民主主義的な傾向が誤つてこれらの世界にも輸入せられた結果、非常にも統制力が減退しておるといふことを、否定することはできないの

であります。受刑者の方は長きは三年、四年、五年といふやうな長い間はいつておる者であり、同時に累犯者が多いのであります。刑務所というものにすこぶるなれておる。でありますから、一年未満の看守といふやうなもの、その智力においても小學校を出ただけで、附近の農村からちよつと出てくる。まことにみすばらしい服装を與えられておる。この點なども、どうかもう少し威厳をもち得るやうに、官服を警察官並みに給與せられたいといふやうなことも、今回陳情を受けた一つであつたのであります。それでこの受刑者に對しておるのであります。受刑者から見れば、あえて恐るるに足らぬといふやうな感想をもつことも、無理からぬことでありまして、法律の上でいかに職權をもつておりまして、人間と人間との關係におきましては、結局實力がものを言うといふことに相なるわけでありまして、この統制力を十分に發揮することのできなかつたといふことが網紀を弛緩せしむるに至つた重大な原因として認めざるを得ないのであります。そこへもつてきまして、御承知のやうに收容者もまた非常に増加しておるであります。靜岡の刑務所は戦災に遭ひまして大半焼けてしまつた。いまなお焼けたままであるのであります。そこに焼け残つた房舎、かりに建築をいたしましたかり建築の房舎と合わせまして、そこに非常にたくさん受刑者を入れておるのであります。が、私親しく見て歩きました。が、数字につきましてちよつと今手もとにありませんから、あとでまた別に数字について申し上げることをお許し願ひます。獨房といふところにも

三、四人ずつ入れておられますし、定員八人の房舎にも十一人、十二人といふやうに入れておるやうな次第でありまして、御承知のごとく一人であればおとなしくしておるが、多數になればいろ／＼よいけなことも語らう。殊に多くなるほど群集心理が作用いたしまして、ともすれば不用意なことが起るといふことは遺憾ながら否定できないのであります。さういふ状態で、まことに行刑上困難を來しておること、これまた認めてやらなければならぬのであります。過剰拘禁の状況は、先日小菅の刑務所も觀察いたしました。が、到るところ、どうも否定できない事實であります。これは連合國公安部等からも、やかましく申されておることでありまして、ぜひ行刑を正當になし得る程度に、拘禁の比率を弱めすやうに、この議會におきまして、御協力を願ひたいと存じておるのであります。そこへもつてきまして、民主化の適用といふことが、なか／＼これはむずかしいことで、相當の知識階級でも、民主主義をはき違えておるやうなことが、多々見受けるのであります。が、自治制度を布くといふことになり、自治制度を布くといふことになり、結果、ある程度の自治制度でありますけれども、それ／＼の工場に班長といふものの受刑者の中から選びまして、これは刑務所によりましては選舉させておるやうであります。が、靜岡ではさすがに選舉まではさせておらなかつたのであります。大體あれがよからうといふことで、任命することになつておつたのであります。が、しかしいさ／＼任命をするといひましたし、まづ刑務所内における先輩といふことになりまして、あまり罪名のよく

ぬといふことを考へておる次第であります。

○花村委員 先ほど私が申しました事實については、これはかつて静岡の検事局においても、一應強く注意を與へておつたという話を聞いておるのであります。が、これらの關係を總合して考へてみますれば、何となくこの事實があつたやにわれ／＼は考へられるのであります。しかし、この重大なる問題を、本事業が起きましてから、すでに相當の日子が経つておられます。今日、なおかつ調査をしておられるというお話は、まことにこれは手ぬるいことであると思ふのであります。と、かく役所の仕事というものは、そういう重大なる調査検討すべきことを放任いたして、おき、そして調査に名をかりて日子を遷延していくというやうなやり口が常套手段なのですが、まことに私は遺憾に思ふ。あるならばある、ないならばない、ただちに調査をしてその真相を明確にし、そしてそれに對する責任を糾明するといふところへ、最も早く進んでいくことが、しかも司法權を握つておられます司法當局のなすべき處置である、私は申し上げてよからうと思ふ。死のうとしておる病人にカナル注射をして、治すのは醫者の役目である。檢察權をもつておられます司法當局、これがこゝういふ問題に對してただちにその真相をとらえて糾明ができぬというやうなことは、まさに私は職務怠慢であると言つてもはばからない。かような司法省みずからも怠慢的態度にあるがゆゑに、その末端においてこゝういふ問題が起きてくる。検事が犯罪捜査にあつて峻酷であるごとく、こゝういふ重大な問題に對して、ただちに持つてメスを揮つて、その病根を排除するといふことに向ふなければならぬのであらうと、こゝう思ふのであります。こゝう意味において、司法當局のより少し急進なる事實糾明に精進せられんことを希望した次第であります。

そこで私が次にお尋ねをいたしたいのは、先ほどから大臣のおつしやられたこと、すなわち行刑制度の改革、あるいはこの看守等に對する待遇の改善等、これはごもつともな話であります。けれども、この問題が起つて初めてこゝういふことを考へられたのか、あるいは「こゝういふことを知られたのか、その點はつきりいたさぬのであります。が、過剰拘禁に關しますること、あるいはまた刑務所の職員の質的低下、こゝういふことは、今始まつたことではない。しかもこれは静岡刑務所のみに限られておるわけではない。おそらく日本全國の刑務所がさうあるであらう。さうあると聞いておるわけでありませう。これではまた司法大臣のたゞいま説明されたやうな事情のもとにおいては、行刑事務の萬全を期し得ないことは、きわめて明瞭であります。おそろく本件は表に現れた一つの事件であります。が、隠れた多くのこゝういふ事件があらはせぬかといふことが、われ／＼は考へられる。すでに今日の刑務所の陣容をもつてしては、今の時代における行刑事務の完全なる運営どころか、曲りなりにもその事務を遂行していくといふことのでき得ないことは、これは明瞭であります。こんな明瞭なことを、なぜ司法省が今日まで監督官廳として放つておいたか、むしろ静岡の事件は静岡刑務所の責任にあらずして、その本家本元の司法省の責任なりとまで断じて、私は過言ではなからうと思ふ。司法大臣の言はるゝごとくならば、これでは行刑事務が完全にできないことは明瞭なんだ。またこの看守等に對する待遇等からいへば、静岡の刑務所の裏の下水道から物を流さなければならぬといふやうなことも、これは當然であると言へば言い過ぎるかもしれませぬけれども、これもやはり必要に迫られてやらざるを得ないところへ追いつめておられると、私は申してもいいのではなからうかと思ふ。今日おそろくこの刑務所に勤めておる職員はどの待遇の悪いものはないと思ふ。おそろく一番悪いのであります。すべての官廳で一番悪いと思ふ。おそろく一番悪い。しかもその責任たるや重い。待遇の悪い割合に重い。しかも危険のある仕事に携つておる。この前も新聞で散見いたしましたのであります。が、囚人に切りつけられた看守さへもある。まことにその職務たるや危険極まりないものである。しかもその仕事もこゝういふ民主化されてきた世の中においては、なかなかむずかしい。さういふ危険な仕事に携つており、しかもその職務の量も多い。この刑務所の職員に對する待遇といふものは、きわめて冷淡である。こゝういふことが第一根本的に間違つておる。あるいは大體警察官に引上げておるのであらうと申すかもしれません。あるいはほかの官廳の職員と、ある程度の水平線に引上げられてきておると、こゝう申すかもしれません。しかしながら、警察官などは餘得をもつておる。またほかの官廳の役人もとかく餘得をもつておる。餘得をもつておるものは司法省の役人だけである。でありますから、裁判官やあるいは司法本廳に勤めておられる人々に對しては、私どもはまことに同情の念禁じ得ざるものがあるのをごさいますけれども、殊に看守などは、職務が重く、しかも薄給である。なぜこれを改善しないか。今日までどうして放つておいたのか、今日までこれを知らずしてそのままにしておいたといへば、爲政者の責任さらに重大なるものがあると思ふ。ならば、司法省はどうか、知つておつて、なおかつこれをやらぬといふのであります。ならば、無責任きわまりないと思ふ。ならば、ならばと思ふ。なぜこゝういふ問題を解決しないのか。司法省はどうか、豫算をとることが下手だといふことをいわれておるのであります。が、これは豫算をとる下手や上手の技巧の問題じやない。日本の司法權の生命にかかわる重大問題であります。もしこゝういふ問題が各刑務所に起りましたなら、どうであらう。日本はこの一角によつて崩れていく。この重大なる問題を、今日まで第一放つておくといふ司法省が悪い。司法省はこれに重大なる責任がある。また司法省ばかりではない。司法大臣が豫算を要求するのには、その要求を容れぬといふ政府の方も悪い。内閣總理大臣も悪い。そこで私はその責任を追究せなければならぬと思ふのであります。けれども、この問題に對して、今日司法大臣は一體どうお考えになつておられますか。社會黨の内閣であり、しかも社會黨から出ておる司法大臣である。このわが國の重大なる司法權運用の問題に關し、この過剰拘禁の問題、あるいは看守の質低下の問題、こゝういふ問題を、ただちに解決しなければならぬといふことが明瞭であり、しかも今度の事實によつてつゞに證明された以上、これに對して一體どういふ態度をとられるのか。豫算を十分にとつておやりになり、そして今日までのこの不合理的を是正し、この缺陷を補つていくだけの御自信をもつておられますか。この點をまずお伺ひいたしておきたいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 前の、調査に名をかりて在野時代に、どうも官廳のやり方が常になまぬといふ、日を費し過ぎるといふことを感じておつた一人でありまして、私はぜひひとつさうでなくやりたい、こゝう考へておるのであります。が、遺憾ながら本件のごときは、主たる者が逃走しておりました。警察に協力を求めて、極力逮捕に努力いたしておりましたが、なか／＼逮捕されぬ。さういふ一昨日東京にはいつたと目されて、一人は捕まへられましたが、これらの者が實は捕まへられぬと、正確に事情を明らかにして責任を糾弾することはできないのであります。静岡の檢察當局も非常に努力いたしておるのであります。が、多少の時間がかかるといふことについては、この際御了解を得たいと思ふのであります。それにもかかわらず、わかることはすべて取急いで取調べを終りまして、十分御期待に即ちやうに明らかにいたすつもりであります。

第二の御質問であります。刑務所の状況がこゝうのごとくであつたといふことは、今日に始まつたことではなからう。お言葉の通りであります。つづと前から、昔からと申してもよろしいくら

もつておられるのは司法省の役人だけである。でありますから、裁判官やあるいは司法本廳に勤めておられる人々に對しては、私どもはまことに同情の念禁じ得ざるものがあるのをごさいますけれども、殊に看守などは、職務が重く、しかも薄給である。なぜこれを改善しないか。今日までどうして放つておいたのか、今日までこれを知らずしてそのままにしておいたといへば、爲政者の責任さらに重大なるものがあると思ふ。ならば、司法省はどうか、知つておつて、なおかつこれをやらぬといふのであります。ならば、無責任きわまりないと思ふ。ならば、ならばと思ふ。なぜこゝういふ問題を解決しないのか。司法省はどうか、豫算をとることが下手だといふことをいわれておるのであります。が、これは豫算をとる下手や上手の技巧の問題じやない。日本の司法權の生命にかかわる重大問題であります。もしこゝういふ問題が各刑務所に起りましたなら、どうであらう。日本はこの一角によつて崩れていく。この重大なる問題を、今日まで第一放つておくといふ司法省が悪い。司法省はこれに重大なる責任がある。また司法省ばかりではない。司法大臣が豫算を要求するのには、その要求を容れぬといふ政府の方も悪い。内閣總理大臣も悪い。そこで私はその責任を追究せなければならぬと思ふのであります。けれども、この問題に對して、今日司法大臣は一體どうお考えになつておられますか。社會黨の内閣であり、しかも社會黨から出ておる司法大臣である。このわが國の重大なる司法權運用の問題に關し、この過剰拘禁の問題、あるいは看守の質低下の問題、こゝういふ問題を、ただちに解決しなければならぬといふことが明瞭であり、しかも今度の事實によつてつゞに證明された以上、これに對して一體どういふ態度をとられるのか。豫算を十分にとつておやりになり、そして今日までのこの不合理的を是正し、この缺陷を補つていくだけの御自信をもつておられますか。この點をまずお伺ひいたしておきたいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 前の、調査に名をかりて在野時代に、どうも官廳のやり方が常になまぬといふ、日を費し過ぎるといふことを感じておつた一人でありまして、私はぜひひとつさうでなくやりたい、こゝう考へておるのであります。が、遺憾ながら本件のごときは、主たる者が逃走しておりました。警察に協力を求めて、極力逮捕に努力いたしておりましたが、なか／＼逮捕されぬ。さういふ一昨日東京にはいつたと目されて、一人は捕まへられましたが、これらの者が實は捕まへられぬと、正確に事情を明らかにして責任を糾弾することはできないのであります。静岡の檢察當局も非常に努力いたしておるのであります。が、多少の時間がかかるといふことについては、この際御了解を得たいと思ふのであります。それにもかかわらず、わかることはすべて取急いで取調べを終りまして、十分御期待に即ちやうに明らかにいたすつもりであります。

第二の御質問であります。刑務所の状況がこゝうのごとくであつたといふことは、今日に始まつたことではなからう。お言葉の通りであります。つづと前から、昔からと申してもよろしいくら

大な問題に對して、ただちに持つてメスを揮つて、その病根を排除するといふことに向ふなければならぬのであらうと、こゝう思ふのであります。こゝう意味において、司法當局のより少し急進なる事實糾明に精進せられんことを希望した次第であります。

そこで私が次にお尋ねをいたしたいのは、先ほどから大臣のおつしやられたこと、すなわち行刑制度の改革、あるいはこの看守等に對する待遇の改善等、これはごもつともな話であります。けれども、この問題が起つて初めてこゝういふことを考へられたのか、あるいは「こゝういふことを知られたのか、その點はつきりいたさぬのであります。が、過剰拘禁に關しますること、あるいはまた刑務所の職員の質的低下、こゝういふことは、今始まつたことではない。しかもこれは静岡刑務所のみに限られておるわけではない。おそらく日本全國の刑務所がさうあるであらう。さうあると聞いておるわけでありませう。これではまた司法大臣のたゞいま説明されたやうな事情のもとにおいては、行刑事務の萬全を期し得ないことは、きわめて明瞭であります。おそろく本件は表に現れた一つの事件であります。が、隠れた多くのこゝういふ事件があらはせぬかといふことが、われ／＼は考へられる。すでに今日の刑務所の陣容をもつてしては、今の時代における行刑事務の完全なる運営どころか、曲りなりにもその事務を遂行していくといふことのでき得ないことは、これは明瞭であります。こんな明瞭なことを、なぜ司法省が今日まで監督官廳として放つておいたか、むしろ静岡の事件は静岡刑務所の責任にあらずして、その本家本元の司法省の責任なりとまで断じて、私は過言ではなからうと思ふ。司法大臣の言はるゝごとくならば、これでは行刑事務が完全にできないことは明瞭なんだ。またこの看守等に對する待遇等からいへば、静岡の刑務所の裏の下水道から物を流さなければならぬといふやうなことも、これは當然であると言へば言い過ぎるかもしれませぬけれども、これもやはり必要に迫られてやらざるを得ないところへ追いつめておられると、私は申してもいいのではなからうかと思ふ。今日おそろくこの刑務所に勤めておる職員はどの待遇の悪いものはないと思ふ。おそろく一番悪いのであります。すべての官廳で一番悪いと思ふ。おそろく一番悪い。しかもその責任たるや重い。待遇の悪い割合に重い。しかも危険のある仕事に携つておる。この前も新聞で散見いたしましたのであります。が、囚人に切りつけられた看守さへもある。まことにその職務たるや危険極まりないものである。しかもその仕事もこゝういふ民主化されてきた世の中においては、なかなかむずかしい。さういふ危険な仕事に携つており、しかもその職務の量も多い。この刑務所の職員に對する待遇といふものは、きわめて冷淡である。こゝういふことが第一根本的に間違つておる。あるいは大體警察官に引上げておるのであらうと申すかもしれません。あるいはほかの官廳の職員と、ある程度の水平線に引上げられてきておると、こゝう申すかもしれません。しかしながら、警察官などは餘得をもつておる。またほかの官廳の役人もとかく餘得をもつておる。餘得をもつておるものは司法省の役人だけである。でありますから、裁判官やあるいは司法本廳に勤めておられる人々に對しては、私どもはまことに同情の念禁じ得ざるものがあるのをごさいますけれども、殊に看守などは、職務が重く、しかも薄給である。なぜこれを改善しないか。今日までどうして放つておいたのか、今日までこれを知らずしてそのままにしておいたといへば、爲政者の責任さらに重大なるものがあると思ふ。ならば、司法省はどうか、知つておつて、なおかつこれをやらぬといふのであります。ならば、無責任きわまりないと思ふ。ならば、ならばと思ふ。なぜこゝういふ問題を解決しないのか。司法省はどうか、豫算をとることが下手だといふことをいわれておるのであります。が、これは豫算をとる下手や上手の技巧の問題じやない。日本の司法權の生命にかかわる重大問題であります。もしこゝういふ問題が各刑務所に起りましたなら、どうであらう。日本はこの一角によつて崩れていく。この重大なる問題を、今日まで第一放つておくといふ司法省が悪い。司法省はこれに重大なる責任がある。また司法省ばかりではない。司法大臣が豫算を要求するのには、その要求を容れぬといふ政府の方も悪い。内閣總理大臣も悪い。そこで私はその責任を追究せなければならぬと思ふのであります。けれども、この問題に對して、今日司法大臣は一體どうお考えになつておられますか。社會黨の内閣であり、しかも社會黨から出ておる司法大臣である。このわが國の重大なる司法權運用の問題に關し、この過剰拘禁の問題、あるいは看守の質低下の問題、こゝういふ問題を、ただちに解決しなければならぬといふことが明瞭であり、しかも今度の事實によつてつゞに證明された以上、これに對して一體どういふ態度をとられるのか。豫算を十分にとつておやりになり、そして今日までのこの不合理的を是正し、この缺陷を補つていくだけの御自信をもつておられますか。この點をまずお伺ひいたしておきたいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 前の、調査に名をかりて在野時代に、どうも官廳のやり方が常になまぬといふ、日を費し過ぎるといふことを感じておつた一人でありまして、私はぜひひとつさうでなくやりたい、こゝう考へておるのであります。が、遺憾ながら本件のごときは、主たる者が逃走しておりました。警察に協力を求めて、極力逮捕に努力いたしておりましたが、なか／＼逮捕されぬ。さういふ一昨日東京にはいつたと目されて、一人は捕まへられましたが、これらの者が實は捕まへられぬと、正確に事情を明らかにして責任を糾弾することはできないのであります。静岡の檢察當局も非常に努力いたしておるのであります。が、多少の時間がかかるといふことについては、この際御了解を得たいと思ふのであります。それにもかかわらず、わかることはすべて取急いで取調べを終りまして、十分御期待に即ちやうに明らかにいたすつもりであります。

第二の御質問であります。刑務所の状況がこゝうのごとくであつたといふことは、今日に始まつたことではなからう。お言葉の通りであります。つづと前から、昔からと申してもよろしいくら

もつておられるのは司法省の役人だけである。でありますから、裁判官やあるいは司法本廳に勤めておられる人々に對しては、私どもはまことに同情の念禁じ得ざるものがあるのをごさいますけれども、殊に看守などは、職務が重く、しかも薄給である。なぜこれを改善しないか。今日までどうして放つておいたのか、今日までこれを知らずしてそのままにしておいたといへば、爲政者の責任さらに重大なるものがあると思ふ。ならば、司法省はどうか、知つておつて、なおかつこれをやらぬといふのであります。ならば、無責任きわまりないと思ふ。ならば、ならばと思ふ。なぜこゝういふ問題を解決しないのか。司法省はどうか、豫算をとることが下手だといふことをいわれておるのであります。が、これは豫算をとる下手や上手の技巧の問題じやない。日本の司法權の生命にかかわる重大問題であります。もしこゝういふ問題が各刑務所に起りましたなら、どうであらう。日本はこの一角によつて崩れていく。この重大なる問題を、今日まで第一放つておくといふ司法省が悪い。司法省はこれに重大なる責任がある。また司法省ばかりではない。司法大臣が豫算を要求するのには、その要求を容れぬといふ政府の方も悪い。内閣總理大臣も悪い。そこで私はその責任を追究せなければならぬと思ふのであります。けれども、この問題に對して、今日司法大臣は一體どうお考えになつておられますか。社會黨の内閣であり、しかも社會黨から出ておる司法大臣である。このわが國の重大なる司法權運用の問題に關し、この過剰拘禁の問題、あるいは看守の質低下の問題、こゝういふ問題を、ただちに解決しなければならぬといふことが明瞭であり、しかも今度の事實によつてつゞに證明された以上、これに對して一體どういふ態度をとられるのか。豫算を十分にとつておやりになり、そして今日までのこの不合理的を是正し、この缺陷を補つていくだけの御自信をもつておられますか。この點をまずお伺ひいたしておきたいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 前の、調査に名をかりて在野時代に、どうも官廳のやり方が常になまぬといふ、日を費し過ぎるといふことを感じておつた一人でありまして、私はぜひひとつさうでなくやりたい、こゝう考へておるのであります。が、遺憾ながら本件のごときは、主たる者が逃走しておりました。警察に協力を求めて、極力逮捕に努力いたしておりましたが、なか／＼逮捕されぬ。さういふ一昨日東京にはいつたと目されて、一人は捕まへられましたが、これらの者が實は捕まへられぬと、正確に事情を明らかにして責任を糾弾することはできないのであります。静岡の檢察當局も非常に努力いたしておるのであります。が、多少の時間がかかるといふことについては、この際御了解を得たいと思ふのであります。それにもかかわらず、わかることはすべて取急いで取調べを終りまして、十分御期待に即ちやうに明らかにいたすつもりであります。

第二の御質問であります。刑務所の状況がこゝうのごとくであつたといふことは、今日に始まつたことではなからう。お言葉の通りであります。つづと前から、昔からと申してもよろしいくら

いであつたのでありまして、歴代の司法大臣も御努力になつたのでありますが、刑務所の豫算といふものは、未だかつて目に見えて増加されたことがないのであります。要求はされるが、いつもまず刑務所などは後回しということであつておる次第であります。私は就任日淺いのでありますが、就任後一番先に當面した問題であり、同時にやらなければならぬと決意したのは、この刑務所の増築と刑務行政の改善ということでありまして、過日参議院には、この方の専門家もおられまして、オーストリーであります。岡部委員、あるいは鬼丸委員のごとき、熱心に、すでに一、二箇月前でありまするが、私に御注意と御質問がありまして、大いにやるつもりであるという事は、お答えいたしておいたのであります。すでに刑務所の増築の費用として、及び受刑者に對する衣食の費用をいたしまして、どうしてもこの際追加豫算を要求しなければならぬという事で、追加豫算は御承知のごとく一千五百萬に上る要求があつたのであります。三分の一くらいに削られた。私はこの刑務所費だけに對しては斷じて譲ることはできぬということ、固い決意をもつて豫算會議に對しました結果、さいわいに事務當局が出しました案は二億五千萬圓であつたのであります。さらに一億を追加いたしました。豫算會議においては、これだけは一文も削らずに、三億五千萬圓通過をいたしておる次第であるのでございます。しかしそれはほんの目前の緊急措置に備えるだけのためでありまして、來年度におきましては、ぜひただいま申し上げるような刑務職員

をもつと高級な人々をとることができまするよう待遇を改善する、そして所長になる人も、もつと看守の監督の任に當る高級職員は、ことごとく判檢事と同格の素質をもつており、待遇を受けるものにいたしたい、こういう考えをもつております。ぜひ豫算の増額を求めるともでありまして、開僚の間に理解なくして反對する者があつたならば、これは私責任をもつて大いに説得をするつもりであります。どんな犠牲を拂つてもこれだけはやるという決意を貫くはもつておる次第であります。心にかかりますのは、國會の御協賛であります。ただいま花村委員から私どもの方から、ぜひ申し上げたいようなことを聲を高くし、力を入れて御激勵くださつたのであります。全國の刑務職員、司法當局も、この言葉を聞きまして感激おこ能わざるものがあると思ふ。もとより司法當局の責任、殊に私就任日淺いとはいながら、今日までただいま申し上げる程度追加豫算しか要求できずして、追加豫算でない、いわゆる通常豫算として刑務所改善のために十億も二十億も欲しかつたのであります。それができなかつたことは、微力なこと、恥じ入る次第であります。通常豫算においては、ぜひひとつ花村委員の御希望を達することができまするよう、この問題は黨派を超えたいとして、國會の各黨各派一致して、ひとつ強力に御後援くださいますように、こちらからもお願いをいたしておる次第であります。

○花村委員 三億五千萬圓の豫算では、まことに心細いのはあります。が、しかし司法大臣のその機嫌がござるとき議會によつてとられたその功績に對しては、深く敬意を表する次第であります。さすがに在野法曹から出た司法大臣であると、われ／＼も心から敬意を表し、喜ぶ一人であります。が、しかし三億五千萬圓では、決してこの問題の一部すらも解決できません。これはひとつたゞだいまおつしやられたような固き決意のもとに、大いに今度はおやりになつて、あなたのその腕によつて、今まで解決し得なかつたこの問題を解決してもらいたいという希望をいたしておる次第であります。そこでもう一つお尋ねしたいのは、先ほど私が申し上げた官紀の類であります。これはおおよそ靜岡刑務所において官紀紊亂の節があるのではないかと、こう考えられるのであります。が、こういう問題に對して、司法省はいかなる對策をもつておられますか。こゝう官紀の弛緩をいたしておることが、すべての忌むべき多くの問題をを生み出す原因に相なるのであります。でありますから、まず第一の豫算の方ではとれないから、これの根本的解決はできぬではありませうけれども、まずとりあえず手取り早くできる官紀肅正の方面に對して、いかなるメスを講じられるか、その方途いかん。こゝういふことを司法大臣にお尋ねいたしたいと思ふのであります。

○鈴木國務大臣 ただいまの御質問は、まことに適切な御質問であります。そのことはつとに氣づいておつたことであります。靜岡の問題というのは、ただ片鱗を示したものにすぎないとおれ／＼も考へるのであります。世に上いろ／＼なうわさが飛んでおりまして、どうも刑務所が明瞭でないということ、まことに遺憾に存するのであります。そこでさういふことがありまするならば、一方において大いにひとつ待遇改善をはかつて、良き人間をとる。またすでにおりますものも忠實にその職務を執行することができるようになる途を講じますとともに、非違があらまするならば假借なくこれを糾弾すべきものと考へるのであります。今同政府は行政監察委員會を組織いたしました。あらゆる方面を査察いたす豫定であります。司法省の中にまた司法省の行政監察委員會を設けた次第であります。朝野各方面の有識者をもつてこの委員會を構成いたしました。第一に取上げる仕事といたしましては、全國の刑務所を歴訪監察いたしまして、いやくも道途傳へるがごとき非違があらまするならば、假借なくこれを糾弾し、その責任を明らかにする。肅正をする。こゝういふ固い決意をもつておる次第であります。これに對しましては、民間諸賢が大いに御協力、御援助くださることをお願いしておきたいのであります。

○花村委員 最後に靜岡刑務所で問題を起しましたその責任者に對して、どういふ責任をおとりにいたしましたか、まだもしとつておらぬといたしますならば、どういふ責任をおとりになうとするのであるか、やはりこの大きな事件と脱み合せて、その責任者の處分をいかになすかという事は、これはおそらくは社會の人の大いに關心をもつておりますと同時に、ただいま申しました官紀肅正、なかつて行刑事務に携わつております方面の職員につきまして、官紀を肅正するという面に大きな刺激を與えるものであり、またそのこと自體が、一つの肅正の原動力と相なることであらうと思ふのであります。が、この點を最後にお尋ねしておきたい。

○鈴木國務大臣 その點につきましても、十分政府として考慮いたしておる次第であります。これが單純なる事件でありますならば、即日所長を處斷する、あるいは比較的上級の監督の任にあらました者を處斷するといふことで相済むかと思ふのであります。が、非常にこれは原因關係が複雑してあります。責任を問うべき範圍はまだ確定していませんが、かなり廣範圍に及ぶ豫定なのであります。また先ほど御指摘のごときこの事件と關係があるといふは、刑務行政の上における綱紀肅正のために、何か後ろ盾いことがあつたのではないかと、何方面を探究いたしますれば、これまた容易ならざる勢力と時とを要することに相なるのであります。徹底的にすべての調査が終るまではあえて申しませんが、ひと通りの調査を遂げました上で、それぞれ懲戒に付すべきもの、處斷すべきものを處斷する、こゝう考へておりますからして、そう長い時間をかけないで済むと思ひます。今しばらくお待ち願ひたいと思ひます。必ず肅正は適當なる責任を明らかにする途を講ずるつもりであります。

○花村委員 ただいまの靜岡の刑務所の問題は、あらゆる點からみて、責任者としての司法大臣の立場において處せられんことを希望いたします。次に民法の第一條の「私權ハ總テ公共ノ福祉ニ爲メニ存ス」という規定が

ございますが、これが政府委員の説明によりますれば、おそらく民法の指導原理を規定したものであるところおつしやられるのでありますが、それだけに本條はまことに重大でありますので、一言司法大臣にお尋ねをいたしたいと思ふのであります。これは現行民法の規定とまったく異つた規定を設けられておりますが、公共の福祉ノ爲メニ存ス」という意味はどういう意味であるか。これをまず第一にお尋ねいたします。

○鈴木國務大臣 私の解するところでは、權利思想といふものは時代によつて變遷があると思ふのであります。權利觀念の變遷を説くことはその場所でないと思ふが、少くも近代におきましては、いづれの國においても私權といふものは絶対にその個人の利益に奉仕するだけの目的をもつて存在するものではない。常に社會公共の福祉のためにこれを奉仕する義務を期待してゐる。これ權利否認論といふ學說すらも出てくるゆゑんであつて、レオン・デュギーのごとく、いわゆる公共の福祉のためにこれを行使する責任が、社會人としてわれわれに存するものである。こういう見地から法律を建直してみようといふ試みすらあるのでありますから、私權はすべて公共の福祉のために存するといふことは、私權であるから自分の自由に使用得るといふ從來の絕對自由主義の考え方を抑制して、正當な權利の享有並びに行使を期待する、こういう意味で規定したものと解釋しております。

○花村委員 この權利の行使についての一項は規定でなくして、むしろこれは私權の性格といふか、本質といふか、そういう方面に觸れた規定であつて、行使に關する規定は、むしろその第二項に屬するものであらうと、私は解釋するのでありますが、公共の福祉のために私權は使わなければならないという意味の解釋であるか、こうおつしやられるのですか。公共の福祉のために存するといふのは、公共の福祉のために使わなければならないという意味なのであるとおつしやられるのか。そうすると、この權利主體との關係を、どういふ意味に御説明になられるのであるか。要するに權利能力です。權利主體との關係、權利主體は個人であるのだが、その行使は社會の福祉のために使わなければならないといふのであるか、そうするとその自分自身の個人的利害に關する問題に對しては行使はできぬとおつしやるのであるか、そこをばつきりひとつ御説明願ひたい。

○鈴木國務大臣 これは解釋の問題であります。私は私權がすべて公共の福祉のために存するといふ意味は、結局私權の本質、性格を規定したものでありまして、權利は行使するといふことを前提としてのみ存在の意義をもつてゐるのでありますから、そこで結局は本質を規定するが、その行使は公共の福祉に適合することを要するといふことを含むことに相なるのであります。一項と二項とは離して考えることのできない規定であると考えるのであります。表現がもし適當でないと思へば、表現を變えることについて私は別に異議はないのでありますが、解釋のしかたはそういうふうなものであると思ふのであります。

○花村委員 そこでこの條文のこゝういふ構成は、法律の社會化とも申しま

すか、ほとんど團體主義的思想が織りこまれてゐるのであります。これはどの法律の思想をおくみになられたのか。もつとも日本の現行民法は、ドイツの民法を模倣し、一面フランスの民法もとり入れてゐるのであります。フランスの民法は、十八世紀ころの個人主義思想をくんでおり、ドイツの民法は、十九世紀における個人主義思想の關聯せるものをとり入れてゐるので、わが國の現行民法は、ドイツの民法をとり入れてゐるのであります。が、二十世紀あたりから、スイスの法律が團體主義的思想を帯びてきており、またわが國の民法學者も、近來においてこの團體主義思想、法律の社會化の面に向つて相當に進んでおられる學者もあるやうであります。この第一條はどこの法律をおくみになつたのか、あるいは日本獨自の風俗習慣、あるいは歴史等に鑑みて、こういう規定を設けられたとおつしやるのか。それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 その規定は實は現内閣の成立以前において、法制審議會において御決定になつたのであります。それを私が私見を述べるとやがて申しましたが、あまり權威あるものとは相ならぬと思ひのであります。その點についてお答えをするに躊躇いたす次第であります。どういふ思想に基いてこれを規定したのか。少くも私は、支持するつもりであるかといふ御質問であるといひますれば、これを支持するのであります。別にどこ

でありまして、その世界を通じて、この社會思想に基いて、私權の社會化をここに規定したものであらう。たとへば、たしかに今の民法は十八世紀の權利思想を受け、ドイツの古い民法の思想をそのまま受けてゐるものであります。が、そのドイツですらも、すでにワイルハルト憲法におきましては、すべて所有權は義務づけられる、アイゲントウム・フエルプフリヒテット、所有權は同時に義務であり、權利は同時に義務である。こういうような宣言をいたしましたやうな次第でありまして、またスイスの民法におきましては、御指摘のごとく、すべて民法の規定は公共の福祉に適合するように解釋されて運用されなければならない。適用されなければならないという規定をいたした。あるやうな次第でありまして、それを團體主義的精神だ。そういう御言葉は、少しむづかしいことになつてまいりますが、團體主義といふ言葉のきめ方でありまして、社會化といふこと、社會主義といふことがずれがありまするやうに、また團體主義といふことも非常にニュアンスがあると思ひのであります。非常な國家主義的團體主義もありまして、最右翼の團體主義から最左翼の團體主義、すなわち共產主義のやうなものであります。無政府共產の社會、ゲマインシャフトといふやうなものは、ある意味において哲學的理想とする理想形態の社會と相なるわけでありまして、そういうものに至るまで、皆これは團體主義の思想であると申すことができるわけでありまするから、私は團體主義といふやうな考え方は、この問題を解決する場合においては、適切な表現ではないのではないか、こう考えるのであります。が、少くも權利の社會化をさらに規定してゐるのである。あまりに今までの日本民法におきましては、權利の私的獨占といふやうな思想が過ぎた。我利々々主義が強すぎた。自分の權利だからいつまで使わんでいいと自由じやないか。おれがおれの金をどう使おうが勝手じやないか。成金が藝妓を構にしてさつをまいてそれを拾つた。これを金の使い方が自分の金だから少しも差支えないといつたやうな考え方が到處に現れ過ぎる。それは權利の本質に反するものであるから、この社會化を明らかにしておきたい。これはイギリスでもアメリカでも、もはや社會思潮としては顯著な事實でありまして、私權の社會化といふものを認めております。そうでなければ、獨占禁止といふやうなことはとうてい理解し難いものになつてくる。ゆゑに世界全體の風潮に鑑みて、わが國の民法におきまして、私權の性格をかくのごとく性格づけておくことが適當ではないか、こういう見地から規定したものと解する次第であります。

○花村委員 世界の風潮から推して、まあこういう規定を設けられたのである。社會化の意味を含めた規定を設けられたのであるといふお話であります。が、ドイツのワイルハルト憲法ばかりでなく、權利の半面には義務があることは、どこでも主張してゐることです。物新しい言葉ではございませうが、しかしながら、權利の行使について一定の制限を受けなければならぬ。殊に社會の福祉といふ方面を眺め合

は當然のことでありましよう。當然の

は當然のことでありましよう。當然の

ことであるから、従つて私権の行使に對して、公共の福祉のために行使せられなければならないという點においては、われわれは何らの異存はないのであります。そうあるべきは當然であります。しかしながら、少くともこの第一條第一章の權利の本質に對する規定、しかも民法のすべてを律するところの指導原理を規定するその規定としては、これはあまり感心した明文ではないと私は思う。もちろんだん／＼世の中が進むに従ひまして、社會も複雑に相なつてまいりまするがゆゑに、従つて公共の福祉に反せざるよう私権の行使をいたさなければならぬことは當然であります。しかしそれがためには法律が社會化されなければならぬ。あるいは全體主義的のような思想をもつて、全體のためには個人を没却してしまわなければならぬというやうな考えをもつべきものではないのではないか。どうしても私権を考へます場合には、その主體というものを私に忘れてはならぬと思ふ。民法は申すまでもなく個人が中心であり、また權利が中心と相なつて、もろ／＼の規定が設けられており、そうしてその規定によつて、われわれ國民が日常生活において、私権の保護を、私の保護を受けていくという建前に相なつてゐるのでありますからして、どこまでもやはり民法の法律關係というものは、その中心は個人であり、あるいは個人でなくとも、個人に準ずるところのやうに法律で認められた法人である。こゝに私権の主體というものが權利の得喪、變更についてどういふ保護を受けるかといふことを民法で規定すべきものであり、また規定せられてゐる。現

民法においては私権の享有は出生に始ると多分あつたと思ふのであります。が、やはりこれまた私権というものを權利能力というものと結びつけて規定をいたしてゐる。社會のために存するといふやうなことは、私権がいかに社會のためにのみ使われて、個人とは關係がないとは申しませんけれども、緣故が薄いような意味に解釋せられるおそれがある。むしろ權利の行使については社會的面を考へなければならぬのであります。權利の本質から言へば、やはりわれわれ個人が使つてまいりますところの權利が保護される。憲法の十一條、十二條によりまして、基本的人權の享受を妨げられない。また國民の權利は憲法によつて保障されるといふことを、新憲法が明らかに規定しておる。従ひまして、私権においても憲法が強く保障しておるという意味において、やはり權利主體というものと結びつけて立法をする場合においては考へなければならぬ、またそれを考へると同時に、それを明文化していくといふことは、立法技術の上から言つても當然ではないでしようか。しかるにこの第一條を見ますと、個人といふものが忘れられた感がある。何か團體のために、あるいは全體のために使われるがごとく、著しく社會化されるやうな權利の本質に副する感じがいたすのであります。これはどうしても、この第一條はもう少し合理的に修正する必要があると思ふ。また主體ばかりでなく、權利は形式的には法律が權利主體に一定の力を認めたものである。あるいはまた實質的には、おのの權利主體に歸屬する社會的の限界をきめたものでありますから、

こゝに權利とその權利をもつておる主體といふものを切離したやうな規定をここに設けることは、權利の本質に反しますのみならず、また憲法の趣旨に副さないものである。少くとも一項の明文といふものは副わぬものであらうと思ふのであります。かような意味から考へまして、辯護士會で修正案をつくられたのであります。私権は憲法の保障により個人の奉仕のために存する。これはきわめて率直に私権の本質を現わしたい文句であると思ふのであります。あるいはこゝに條文がいきまですと、個人という面が力がいり過ぎて、社會の福祉という點が顧みられておらないおそれがあるのではないかといふ反對論も出ることがあらうと思ふのであります。權利の本質から申しますれば、個人と結びつけていい。權利の行使から言ひなれば、やはり社會公共といふものを結びつけてよいのであります。従つてこの權利の行使については、こゝにまた辯護士會の修正案がありますが、權利の行使及び義務の履行は公共の福祉に反せず、かつ信義に従ひ誠實にこれをなすことを要するといふ文句を使つてあるものであります。これは立法技術の上から見て、きわめて適當な案であると言つてもいいと思ふのであります。私権主體と公共の福祉の爲めを存するといふやうな文句は、必ずしも適當であるとは考へないのであります。この點に對する司法大臣の御所見はいかがでしようか。

○給木國務大臣 お言葉はおおむね適當でありまして、ただ見解の相違といふことになりはせぬかと思ふのであります。あるいは表現の選擇の問題に歸着すると考へておることは、花村委員のお考えも私の考えも少しも違わぬやうに承つております。しかし表現という段階になるとデリケートでありまして、辯護士會の修正案は、あまりに個人の十八世紀式の表現の概念を露骨に出し過ぎると私は解するものであります。私権といふ言葉は、すでに私人のために存する權利を意味しておるものであります。公権とか社會權とかいふものに對しておの言葉でありまして、初めから私人に奉仕する權利たることを認めておる。それがあまりに個人にのみ奉仕するといふ考へに果せられてはいかぬといふ考へから、ここに公共の福祉といふ制約を出しておるものであります。辯護士會案のやうでありますれば、一種のタウタラジであつて、同じことを繰返してゐるにすぎない。私権といふ言葉の中にそれだけのことは含まれておると考へるのであります。そこで表現の問題は、私はこれでよろしかうと考へるのであります。また花村委員の言ひによれば、もう少し何となくふはなないか、こゝにうことであると思ふ。若千のくふうなきにあらざると思ふ。ただ辯護士會案をそのまま賛成せよと仰せられますならば、私はにわかに賛意を表しかねることを遺憾に存するのであります。

○花村委員 辯護士會案をそのまま採用しようといふ意味ではありません。これは一つの參考資料として見るに値すべきものであるといふ意味のことを申し上げたのであります。しかしこの辯護士會案の個人の幸福のために存するといふのは、あまりに時代後れの言葉を使つておるとおしやられるのであります。しかしながら、これは民法の第一條の二にも個人といふ字を用いておる。本法は個人の尊嚴と兩性の本質的平等を旨としてこれを解釋すべしとあつて、個人といふ字はつきり使つておる。また憲法においても、やはり團體的の權利といふやうなものは、多くは認められてはならない。全然ないといふのではありませんけれども、しかしやはり個人といふものを對象としておる。にもかくにも、團體主義にいたしまして、あるいは社會主義にいたしまして、あるいは社會化といふやうな問題を取り上げるにいたしましても、個人といふ問題を度外視するわけにはいかぬと思ふ。やはり自由主義をいふものが、その前提とならなければならぬ。自由主義が前提になりましますならば、やはり個人の權利に目覺めて、そうしてお互いの人格を尊重するといふところへ進んでまいるのであります。それから、個人といふものを度外視しては考へられない。でありますから、この第一條の二に「本法は個人ノ尊嚴ト云々」といふ規定を設けたのは、決して私は怪しむに足らぬと思ふ。これは當然の規定であると言つてよろうと思ふのであります。これらの點から勸案をいたしてみますならば、あえて個人といふ字を使つたからといつて、すべてその權利は個人で獨占するものなりといふ前提のもとに、公共の福祉とは無關係に行使されるのである、無關係に扱われるのであるといふ結論は、私は當然は出てこないだらうと思ふのであります。しかしこれは議論のわかるるところでありますから、あえて追究をいたす次第ではありませ

あるうと思つてあります。それにはやはり當座の考え方といたしましては、届出の責任を嚴重に課する、もしいつ何日まで結婚の届出をせぬ場合には過料に處する。あるいはまた場合によつては、市町村の戸籍吏が結婚等のあります場合には、その結婚の場所へ出かけて行く。あるいは結婚をせんとする者は、まず市町村役場の戸籍吏にそのことを申し出す。はがきなり、あるいは口頭なりで申し出す。申し出た場合においては、必ず戸籍吏はその結婚式場へ臨んで、そうして届出に關する手續をなさしむる。あるいはもしその手續をなさしめないまでも、そこで公然と結婚式が行われた場合においては、兩者の承諾を得て、そうしてその戸籍吏が市町村役場へ歸つてまいりまして、戸籍簿へその結婚いたしました夫婦の氏名を登録するといふところまで、せわをみてやるといふことによつて、少くとも法律婚の手續を履まざる者は一人もないといふ方向にもつていくといふことであらねばならぬじやないか。こういうことになれば、事實婚と認むるも認めないもない。大審院の判例でどうこうする必要もない。また社會の人が事實婚によつて迷ふこともなし、不利益をこうむることもない。でありますからこの方向へ、ただいま申し上げましたように、改正民法を進めていくような方途を考へるべきであらうと思ひますけれども、依然として舊民法のままでありますして、また今日までいろいろ問題が起きている。こういう根本を斷つところの問題に對して、何ら考慮が拂われておらぬといふことは、まことに遺憾であります。この點に對します

る司法當局のお考えを伺いたい。
○奥野政府委員 事實婚をいかにすべきかという點は、非常に問題でありまして、從來法制審議會等におきまして、法律婚のほかに事實婚を認めていくといふようなことについて、十分研究いたしましたのであります。また結論に到達してない状態であります。しかしながら、本案におきましては、今花村委員のお話のように、できるだけ事實婚をなくして、法律婚一本にしたいといふ考えのもとに、届出主義、いわゆる形式婚一本としたわけでありまして、しからばこれだけではそれが十分でないといふおしかりを受けるのは、はなはだごもつともであります。お説のように、あるいは教會、あるいはその他の宗教儀式による婚姻の所へ戸籍吏員が出かけていつて登録をする。あるいは結婚式に必ず戸籍吏員が出張して登録をするといふようなことをいたせば、もちろん非常に形式婚がまゝとつて、事實婚であるのに届出でないといふような法律と事實の違いは非常に少なくなるだらうと思つておりますが、現在わが國の國情といたしまして、結婚の式場にさういふように戸籍吏員が出るとか、あるいは教會等でやる場合に、戸籍吏員が出るといふようなこともなか／＼實行がむずかしい。しからば結婚式をあげれば、それから一週間なら一週間の間に必ず届出をしなければならぬ。しなければ刑罰あるいは罰金を科すといつたようなことによつて、届出の勵行をするといふようなことも、實は考えてないわけではないのであります。しかしながらこれも、婚姻が届出によつて效力を生ずるといふ主義をとります場合に、必ず

結婚式をあげなければならぬといふこともないわけで、従つてすべての婚姻に結婚式があるといふことになれば、結婚式から一週間の間に届出をしなければ制裁を加えるといふようなことも考えられますが、法律的に見ますならば、必ずしも結婚式を要件としないといふことになりまして、そこをなかなか實行が困難である。さういふ意味で、しかも從來わが國の國情としては、大體結婚は届出がなければいけないのだといふような常識にもなつておると考えます。なお今回の改正の點からは、届出に對する法律上の障害はほとんど除かれておるわけで、戸主の同意あるいは父母の同意といふようなものもなくなり、家督相続人の廢除の手續がなければ届出ができないといふようなこともなくなり、戸主である場合に任かに行つた場合には、隱居あるいは廢家の手續をとらなければ届出ができないといふたような法律上の障害が除かれておつて、届出は自由にできることになつておりますので、だん／＼國民の法律思想の向上と相まつて、やはり届出なければ婚姻の効力がないのだといふことを廣く國民が認識するともに、必ず婚姻すれば形式的に法律上の手續を履むといふような風潮になつてくるであらうといふことを期待しながら、從來の届出主義による法律婚一本の主義をとつたわけでありまして、これはまだ不十分な點があることは重々わかつておりました。その點について、さらにまた十分研究を積んでいきたいといふふうに考えます。

○花村委員 今この事實婚を認むる必要があるといふことであるならば、これは別であります。おそく事實婚が必要であると認むるものはないようであります。ないけれども、しかし法律婚の反面において必ず事實婚といふものが現れてくるので、その現われてきた事實婚を、何とかの方法において救わなければならぬといふような議論が相當に行われておるようでありまして、これは私は間違つた議論であると思ふ。事實婚がいかにいふことであつて、法律婚がいかにいふことであつたならば、事實婚をなくすといふ方向へ向つてこそ努力すべきものであつて、その事實婚をどうやつて救済すべきか、あるいはどうやつて取上げべきかといふことは、これは考えのほかにあらなければならぬと思ふのであります。そこで私の申し上げたようなことも、言うことはやすく、なか／＼實行の困難でありますことは、よくわかつておるのであります。しかしながら、正いたしますと同時に、この法律婚一本にもつていくといふ意味において、やはり結婚をした場合においては、式典をあげるのと同時にただちに結婚届を出すべきものであるといふことを、廣く天下に知らしめて、そしてそれを實行せしむるという方向に向つての、何らかの運動を司法省で企圖されんことを希望いたします。

次にお尋ねしたいのは、重婚に關する問題であります。重婚をしてはならぬといふ規定が民法にあり、しかも重婚をいたした場合においては犯罪として處罰をされるというところに相なつておるのでありますけれども、ところがその重婚が民法の上で見ますと、これはこういう犯罪行為であつても當然無効にされておらない。これが私はことに奇怪千萬だと思ふのであります。犯罪行為なりとして處罰されることとが無効にされない。そして取消し得る行為として、取消し得るにすぎない。取消しない場合においては、永久にその結婚は有効である。また市町村長といたしまして、さういふ結婚届を出した以上は、それを却下するわけにもいけません。それからその重婚が刑法に問われまして、犯罪なりとして判決を受け、そして刑の執行を受けても、まだその婚姻は何ら無効にはならない。こんな矛盾きまる話には私はいふと思ふ。ところが、さういふ規定が現行民法においてもありますが、さういふ不合理きまる規定を、新しく改正すべき民法にもつてきて規定してやる。これに對して無効にするといふ何らの規定がない。ところがドイツやスイスの規定を見ますと、さういふ重婚の場合には當然無効だとされておる。それがしかるべきである。ところがわが國においては刑罰を受け、民法でも禁止しておるような結婚をして、それが取消さざる限りは一生永久に有効である。こんなばかげた矛盾撞着がどこにありましよう。これがために、またあとで申し上げるのであります。失職宣告等の場合においては不合理きまる場面が出てくる。どうしてさういふ刑事責任を問はるべきとき重婚の行為に對して無効にしないのであるか。

○奥野政府委員 この點は從來の法律をそのまま踏襲したわけでありまして、重婚でありませう場合には、もちろん戸籍吏員はこれを受理してはいけません。結局重婚になる場合は、戸籍吏

員が不注意で受付けたというふうな場合、失踪宣告の場合等もありまうけれども、ほとんど戸籍吏員の不注意によつての場合が最も多い例であらうかと思ふのであります。でありますから、原則としてはもちろんそういふものは受付けざるべきものであります。しかしもしかりに誤つてそれを受付けたというふうな場合に、第二の婚姻を當然無効とすべきかどうかというふうな點については、これはいろいろの考へ方があるかと思ひます。いわゆるお説のように當然無効、あるいは刑罰という問題も考えられます。そういう場合に、事實上第二の結婚が實まされておるのだらうと思ふのであります。それを全然法律上認めない、無効であるというふうにするのがいいか、あるいは取消の原因としたしておくのが適當であるか、立法上いろいろ考へべき問題と考えますが、從來ここにありますように、取消の原因にいたしておるので、さうな場合に置きましては、結局二重に婚姻が取消されるまではあるという不合理は免れないところでありまう。外國の立法例等も、その點については差異があるのであります。一應從來の態度をそのまゝに踏襲していくという建前によつて、その點については特に今回の改正案においては觸れなかつた次第であります。

○花村委員 今度の改正案に觸れるのは、要するにこういう問題ではないでしようか。重婚については戸籍吏が受付けなければこれは刑法で重婚罪として處罰する規定を設ける必要がない。こういう問題があるからけしからぬというので、非社會性があるといふので、刑法でやはり重婚を處罰するといふ規定を設けておる。でありますから改正民法とは、こういう今まで舊來の民法が取上げなかつた不合理な點を是正していくといふことが、これが民法改正の本旨ではないでしようか。こういう不合理な問題を何ら手をつけずして、さうして古きまゝのものを取り入れて、それで何の民法改正があるまいやうか。犯罪行為になり、しかも重婚をやつてはならぬといふことも民法に規定しておるその行為が、取消しなければ永久に一生續いていく。そんなばかたことは、これは常識で考えても不合理であります。これは多く申し上げるまでもない。こういう問題こそ、當然これは無効とすべきもので、また無効としてどういふ差障りがあり、どういふ支障がありまうか。決してない。姦通罪ですらも、姦通した相手方と結婚することはできないと規定しておる。姦通して刑事問題に觸れた場合においては、その相手方と結婚ができぬと規定しておる。それを重婚によつて刑事上の制裁を受け、處罰を受けながら、その結婚がどこまでも有効で續いていくなんて、こんなばかたことが、一體どこにありまうやうか。こういうことを改正すること、今後の新しい民法の生命である、私は申し上げてよからうと思ふのであります。こういう點に對して、これを改正することに何らかの不合理があるでありませんか。さうしてどうしてその不合理な條文を、現行民法から改正民法にそのまま承継したのであるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○奥野政府委員 たとえば一應離婚いたしましてさらに再婚をいたしました。ところが最初の離婚行為が取消されるいは無効であつたといふやうな場合に重婚といふやうなことにのずからならざるを得ない。さういふ場合に戸籍吏といたしましては、前の離婚が有効なものと思ひまして後の婚姻を受付けるといふやうなこともあり得ることでありまして、さういふ場合に前の離婚が無効であり、取消しになつたといふやうな場合には、おのずから重婚といふやうなこともなつてくるのであります。さういふ場合に必ず後の婚姻を全然認めないといふことにすること、あるいはさういふやうなことも、なお考へべき問題であるのであります。第二の婚姻をすべて無効にすべきかどうかといふやうなことも、一應に無効にすべきだといふことも、よくよく考へなければならぬものではないかと、さういふに考へますので、この重婚の問題については、先ほど申しましたように、根本的に再検討の場合におきまして、他の立法例、あるいはその他の各法令等とにらみ合わせの上、十分検討を加えたいと思つておりますが、いふ十分な關係からさういふ點について、とりあえず從來の規定をそのまま踏襲いたしたわけでありまう。

○花村委員 大分時間も迫つてしましたから、私はもう一點で質問を打切ることにいたしますが、最後に失踪宣告と重婚についてお尋ねしたいと思ふのであります。この失踪宣告の場合において、失踪宣告が宣告されたままで推移をいたしますならば、問題はございません。ところが、死亡したものと思はれて失踪宣告を受けたその失踪者が後に生きておつたといふ場合において、失踪宣告の取消があつたといふやうな折に、この重婚に關する問題が出てくるのであります。あるいは失踪者の生存配偶者、要するに夫である甲といふ者が失踪の宣告を受け、その妻である乙といふ者が失踪宣告を受けた結果夫たる甲が死んだものと認めましてさらに再婚した。ところがその後に至つて失踪者の甲が生きておつたといふことで失踪宣告の取消をやつたのであります。失踪宣告の取消は御承知のごとく過去に遡及をいたしまして、初まりから失踪なかりし法律上の效力が生ずる結果をいたしまして、第一に行われなかつた結婚が生きてくるのであります。すなわち乙といふ妻が失踪者と結婚をした第一の結婚が生きてき、さうして第二の結婚といふものが重婚にならざるを得ないのである。そこでさういふ不合理が失踪宣告の場合に出てくる。

またこれは生存配偶者たる妻の例であります。たとえば失踪者にいたしまして、第一の結婚をして、さうして失踪宣告を自分が知らぬうちに受けた。さうして今度は第二の結婚をやつた。さうして、その失踪宣告を受けたのであります。第一の結婚はいいことになりました。第二の結婚もよいことになりました。第二の結婚もよいことになりました。失踪宣告が取消された場合においては、やはり初めから失踪なかりしことになりまうので、従つて失踪者の第一の結婚が生きてくる。さうすると第二の結婚といふものは、やはり重婚になるわけでありまう。犯罪で處罰されなければならぬといふことになりまう。そこでさういふ不合理を救ふべき何らかの規定を設ける必要がないかといふ問題が起きてくる。日本の現在の結婚に關する法律並びに失踪宣告の明文から申し上げますと、さういふ不合理が出てくる。そこでドイツ民法におきましては、さういふ場合に結婚は失踪宣告によつて解消せずといふ規定が設けられておる。すなわちドイツ民法は、結婚は失踪宣告によつて解消せず、失踪宣告後、生存配偶者が第三者と再婚することによつて初めて結婚は解消すといふ規定がある。ドイツ民法は、すなわち失踪宣告によつて結婚は解消するものではないのだ、しかしながら失踪宣告後、生存配偶者がもし再婚をした場合には、そのとき初めて第一の結婚は解消するのだ、さういふ規定が設けられておる。でありますから、これは重婚にならない。ところがわが國の規定から申しますれば、重婚罪として處罰されなければならぬ。さうしてそれは民法において重婚を禁ぜられておる。さうしてその結婚は取消すべき行為である。さういふ要するに法律上瑕疵をもつた法律行為であるといふことに相なるのであります。さういふ點はまことに不合理であると申さなければならぬと思ふ。またこの失踪者の結婚につきましても、やはり重婚罪が認められるのであります。なお失踪者の再婚に關するドイツの法律におきましては、失踪宣告により死亡したものと見て、さうして取消の訴えにより取消された場合であつても、前婚の解消は變ずることがない旨を規定しておる千三百四十八條があるのであります。従ひまして、失踪者の再婚といふものは、前婚消滅後の再婚といふことに相なりますので、これまた下

イツにおいては重婚にはならない。ところがわが國においては、この種の規定がありませんので、失踪宣告が取消された場合においては、殘存配偶者の場合においても、あるいはまた失踪宣告者の再婚の場合においても、やはり重婚が成立するというような不合理な結果が生じてくるのであります。でありますから、こういう不合理を救済する何らかの方法を考えなければならぬと思うのでありますけれども、改正民法においては、依然としてこの不合理をそのまま存置いたしておるのであります。失踪宣告中に行為をなした者に對する規定でありまして、失踪宣告者に對しましては、この但書というものは適用にならぬ。ただ適用になり得るのは、殘存配偶者に對してのみ適用に相なるのであります。それは、ただいま局長の言われましたごとく、善意をもつてやつた場合においては、これは第一婚は無効になり、第二婚は有効であります。しかしながら、それは殘存配偶者のみが善意をもつてやつた場合という一の場合のみに限局されている。それ以外の場合は、この規定にはいらないやありませんか。失踪宣告者がやつた場合、あるいは悪意の人のやつた場合、あるいは何れも不合理であります。しかもそういう場合が多いのでありますから、そういう多い場合であり、通常考えられる場合に對する不合理を矯める何らの規定がないじやないか。今局長の言われたこの第二項を適用されることは、それはよくわかつています。わかつていますが、しかしそれはやはり殘存配偶者の善意の場合と、一部分に限られる。その他の場合は何れも重婚にならぬという規定はどこにもないではありませんか。それはどうですか。

○奥野政府委員 ただいま御説のように、三十二條の第二項というのが、やはり失踪宣告者以外の者についての行為であることは、その通りと考えております。しかしながら失踪宣告者自身はどういうことになるかといふと、この點については、やはり現行法におきましても何ら問題が解決されてないものであります。むしろ失踪宣告というものが、失踪者が死亡したものとみましての法律關係を規定しておりますので、失踪者自身は取消しされるような場合であれば、どこかで生きていろいろな法律行為をいたしているのだらうということになりまして、それが國內でありますれば、やはりその者の行為は法律上有效な行為ということになるわけでありまして、従いまして、この三十二條の但書の適用は、そういう意味で、失踪者自身の行為については適用がなからうと思ひます。そうしますと、やはり失踪者自身が結局失踪宣告の取消をいたしましたれば、法律關係は全部死亡したかつかつたものとして取扱われまします結果、第二の婚姻というやうなものはやはり重婚ということにならうかと考えます。しかしその場合に第一の婚姻が自分が關係しておつたのでありますから有効である、しかも自分には生きてゐるのであるから、もちろん婚姻は消滅しないというふうに考えておつて、故意にさらに他の者と婚姻をすれば、やはりむしろ重婚ということになつていいのではないか。つまり自分が失踪宣告の取消の訴えを起して、復活せしめるためであるから、すなわ

ち自分は死亡していないということを主張しながら、従つて婚姻もまだ繼續してゐるのだという信念のもとに、さらに婚姻をするということはい、やはり重婚ということにしておいてもいいのじやないかといふふうに考えます。

○花村委員 これまあ重婚にしておいてもいいといふのは、重婚をつくるやうなもので、なるべくやはりそういう法律上非合法であり、しかも法律違反でありますやうな行為はできないやうに法律をつくつていくことが、これが立法の建前であらうと思ひるのであります。今局長の言われるように、それでは本人が重婚と思へば重婚と認めていいじやないかといふやうな、重婚という犯罪行為を法律に認め助成するがごときは、助成といふのは語弊があるかもしれませんが、少くとも認めがごとく考え方は間違つておるのではないか。やはりそういう行為をなるべくなくす方向に向つて、それ／＼の立法をしていくべきものであらうと思ひるのであります。

これを要するに、改正民法の各面にわたつてまだ大いに改善を要する點が多いのであります。なお多くの質問すべき事項をもつておるのであります。が、私は本日はこの程度に止めておくことにいたしますが、先ほども申し上げましたように、この改正民法は、ほとんど現行民法の増補のごときのものであります。まだ幾多の改正すべき問題を包蔵しておりますので、今後において十分検討の上、さらに一段のよりよき立法に改正いたしますよう希望いたします。私の質問を終ります。

○松永委員長 本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時より開會いたします。

午後三時三十一分散會

○花村委員 ただいま政府委員の言われたのは、それは一部の事例じやありませんか。要するに三十二條の二項は、これは殘存配偶者に關する問題で、これはおそらく失踪宣告者を含めた規定でありませんことは、明瞭であります。失踪宣告中に行為をなした者に對する規定でありまして、失踪宣告者に對しましては、この但書というものは適用にならぬ。ただ適用になり得るのは、殘存配偶者に對してのみ適用に相なるのであります。それは、ただいま局長の言われましたごとく、善意をもつてやつた場合においては、これは第一婚は無効になり、第二婚は有効であります。しかしながら、それは殘存配偶者のみが善意をもつてやつた場合という一の場合のみに限局されている。それ以外の場合は、この規定にはいらないやありませんか。失踪宣告者がやつた場合、あるいは悪意の人のやつた場合、あるいは何れも不合理であります。しかもそういう場合が多いのでありますから、そういう多い場合であり、通常考えられる場合に對する不合理を矯める何らの規定がないじやないか。今局長の言われたこの第二項を適用されることは、それはよくわかつています。わかつていますが、しかしそれはやはり殘存配偶者の善意の場合と、一部分に限られる。その他の場合は何れも重婚にならぬという規定はどこにもないではありませんか。それはどうですか。

○奥野政府委員 ただいま御説のように、三十二條の第二項というのが、やはり失踪宣告者以外の者についての行為であることは、その通りと考えております。しかしながら失踪宣告者自身はどういうことになるかといふと、この點については、やはり現行法におきましても何ら問題が解決されてないものであります。むしろ失踪宣告というものが、失踪者が死亡したものとみましての法律關係を規定しておりますので、失踪者自身は取消しされるような場合であれば、どこかで生きていろいろな法律行為をいたしているのだらうということになりまして、それが國內でありますれば、やはりその者の行為は法律上有效な行為ということになるわけでありまして、従いまして、この三十二條の但書の適用は、そういう意味で、失踪者自身の行為については適用がなからうと思ひます。そうしますと、やはり失踪者自身が結局失踪宣告の取消をいたしましたれば、法律關係は全部死亡したかつかつたものとして取扱われまします結果、第二の婚姻というやうなものはやはり重婚ということにならうかと考えます。しかしその場合に第一の婚姻が自分が關係しておつたのでありますから有効である、しかも自分には生きてゐるのであるから、もちろん婚姻は消滅しないというふうに考えておつて、故意にさらに他の者と婚姻をすれば、やはりむしろ重婚ということになつていいのではないか。つまり自分が失踪宣告の取消の訴えを起して、復活せしめるためであるから、すなわ

ち自分は死亡していないということを主張しながら、従つて婚姻もまだ繼續してゐるのだという信念のもとに、さらに婚姻をするということはい、やはり重婚ということにしておいてもいいのじやないかといふふうに考えます。

○花村委員 これまあ重婚にしておいてもいいといふのは、重婚をつくるやうなもので、なるべくやはりそういう法律上非合法であり、しかも法律違反でありますやうな行為はできないやうに法律をつくつていくことが、これが立法の建前であらうと思ひるのであります。今局長の言われるように、それでは本人が重婚と思へば重婚と認めていいじやないかといふやうな、重婚という犯罪行為を法律に認め助成するがごときは、助成といふのは語弊があるかもしれませんが、少くとも認めがごとく考え方は間違つておるのではないか。やはりそういう行為をなるべくなくす方向に向つて、それ／＼の立法をしていくべきものであらうと思ひるのであります。

これを要するに、改正民法の各面にわたつてまだ大いに改善を要する點が多いのであります。なお多くの質問すべき事項をもつておるのであります。が、私は本日はこの程度に止めておくことにいたしますが、先ほども申し上げましたように、この改正民法は、ほとんど現行民法の増補のごときのものであります。まだ幾多の改正すべき問題を包蔵しておりますので、今後において十分検討の上、さらに一段のよりよき立法に改正いたしますよう希望いたします。私の質問を終ります。

○松永委員長 本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時より開會いたします。

○奥野政府委員 ただいまの點は、民法三十二條におきまして、失踪宣告の取消のあつた場合に、三十二條の第一項但書により、失踪宣告の後、その取消前に善意をもつてなした行為は、その效力を變じないという規定によりまして、失踪宣告後失踪宣告取消前に本當に死んでおるものというふうに考へて、双方が婚姻をしたという場合には、これによつてあとの婚姻が有効で、重婚にはならないということにならうと考へております。これは一般の解釋がそういうふうになつておると思つております。ただ善意でなく、生きてゐるということを知りながらやつた場合は、これは重婚になるのであります。従いまして、故意に重ねて婚姻したといふことで、重婚の罰則を受ける

○奥野政府委員 ただいま御説のように、三十二條の第二項というのが、やはり失踪宣告者以外の者についての行為であることは、その通りと考えております。しかしながら失踪宣告者自身はどういうことになるかといふと、この點については、やはり現行法におきましても何ら問題が解決されてないものであります。むしろ失踪宣告というものが、失踪者が死亡したものとみましての法律關係を規定しておりますので、失踪者自身は取消しされるような場合であれば、どこかで生きていろいろな法律行為をいたしているのだらうということになりまして、それが國內でありますれば、やはりその者の行為は法律上有效な行為ということになるわけでありまして、従いまして、この三十二條の但書の適用は、そういう意味で、失踪者自身の行為については適用がなからうと思ひます。そうしますと、やはり失踪者自身が結局失踪宣告の取消をいたしましたれば、法律關係は全部死亡したかつかつたものとして取扱われまします結果、第二の婚姻というやうなものはやはり重婚ということにならうかと考えます。しかしその場合に第一の婚姻が自分が關係しておつたのでありますから有効である、しかも自分には生きてゐるのであるから、もちろん婚姻は消滅しないというふうに考えておつて、故意にさらに他の者と婚姻をすれば、やはりむしろ重婚ということになつていいのではないか。つまり自分が失踪宣告の取消の訴えを起して、復活せしめるためであるから、すなわ

ち自分は死亡していないということを主張しながら、従つて婚姻もまだ繼續してゐるのだという信念のもとに、さらに婚姻をするということはい、やはり重婚ということにしておいてもいいのじやないかといふふうに考えます。

○花村委員 これまあ重婚にしておいてもいいといふのは、重婚をつくるやうなもので、なるべくやはりそういう法律上非合法であり、しかも法律違反でありますやうな行為はできないやうに法律をつくつていくことが、これが立法の建前であらうと思ひるのであります。今局長の言われるように、それでは本人が重婚と思へば重婚と認めていいじやないかといふやうな、重婚という犯罪行為を法律に認め助成するがごときは、助成といふのは語弊があるかもしれませんが、少くとも認めがごとく考え方は間違つておるのではないか。やはりそういう行為をなるべくなくす方向に向つて、それ／＼の立法をしていくべきものであらうと思ひるのであります。

これを要するに、改正民法の各面にわたつてまだ大いに改善を要する點が多いのであります。なお多くの質問すべき事項をもつておるのであります。が、私は本日はこの程度に止めておくことにいたしますが、先ほども申し上げましたように、この改正民法は、ほとんど現行民法の増補のごときのものであります。まだ幾多の改正すべき問題を包蔵しておりますので、今後において十分検討の上、さらに一段のよりよき立法に改正いたしますよう希望いたします。私の質問を終ります。

○松永委員長 本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時より開會いたします。